

することにした。この事を聞いた摂政九条兼実は、鬼界島は日本の外にあり、過去に遠征の例もないから、無益なことは止めよと反対するので、しばらく猶予することにした。ところが、信房は鎮西より書状をもつて、鬼界島渡島のことを一つ書きにして言上し、海路を絵図にして頼朝に訴えたので、頼朝も再び思い立ち、渡海を決行させることにしたとある。

文治四年五月の『吾妻鏡』に、次の記事がある。

遠景曰下の御使等、貴賀井島へ渡り合戦を遂げ、かの所すでに帰降するの由

言上する所なり、しかるに、宇都宮所衆信房は殊に勲功を施すと云々（原漢文）

信房の進言によって、早速渡海し、信房の殊功があつて目的を達した

といふが、前の遠景の制止によつて、一族の者を送つたのか、自身渡海したのか判断に迷うところである。

この信房の活躍に対する恩賞の一つが田川郡伊方庄地頭職である。『佐田文書』に頼朝の下文の写しがみえる。次のようになつてゐる。

袖判（頼朝）

下す 豊前国伊方庄住人

補任地頭職事

前所衆中原信房



源頼朝の花押

右は前地頭直種、貴賀井島へ渡らず、また奥州を追討するの時参合せず、この両度の過怠に依り、かの職を停止すべきなり、よつて、信房をもつて補任する所なり、限りある課役においては先例に任せその勤めを致すべきの状、件の如し、以て下す、

建久三年二月二十八日

（原漢文）

### 貴賀井島遠征

宇都宮氏が九州に初めて下向したのは、先述した文治三年（一一八七）九月のことである。所衆信房が鬼界

このほかにも、日向国に地頭職を得ていたことが、『建久図田帳』で知れる。次のようになつてゐる。

前諸院御領 田代二百七十八町

（國富庄）

久日田 八町

（兒湯郡）  
右同郡内

預所同人

没官御領 田代六十八町

（島津庄寄郡）

没官御領

（兒湯郡）  
地頭宇都宮所衆信房

（土持）  
三宅郷二十丁 右臼杵郡内 地頭信綱

（土持）  
三納郷四十丁 右同郡内 地頭同人

間世田 八丁 右同郡内 地頭同人

右の史料は断簡であるため理解できないところがあるが、信房が日向国児湯郡に、平家没官領七六町等の地頭職を得ていたことがわかる。

天野遠景は律令機構の鎮西統治機関である大宰府の府官と共に連署して、鎌倉殿の下文を施行し、御家人に地頭職を安堵したり、御家人間の相論を裁許して、事實上、大宰府の実権を掌握していた。これに対して、内大臣家、近衛家等の有力莊園本所領家は、遠景の行為を新儀非法として、その介入を激しく非難し、直接、頼朝に訴えて、遠景の政務を停止させた。建久二年ごろ、神社仏寺より、遠景の非法を訴える事件が相次いだため、天野遠景の鎮西守護を解職したという伝説が生まれた（宇都宮『益』）。

### 三 宇都宮信房の入国

右は前地頭直種、貴賀井島へ渡らず、また奥州を追討するの時参合せず、この両度の過怠に依り、かの職を停止すべきなり、よつて、信房をもつて補任する所なり、限りある課役においては先例に任せその勤めを致すべきの状、件の如し、以て下す、

島遠征を天野遠景に命ずる御使としてであった。「所衆」とは藏人所の職員のことをいい、天皇の調度品の管理や使節などが仕事であった。九州へ下向した信房は鬼界島渡海に積極的で、自身渡るといったが、天野遠景が制止するのであきらめ、親類の精銳を送って殊功を立てた。このため、信房は頼朝から加賞として伊方庄地頭職などを与えられた。伊方庄の前地頭直種（大藏姓である）は、御家人でありながら、鬼界島や奥州遠征の催促をうけても応じなかつたという理由で、地頭職を没収されたのである。信房の所領は日向国に没官領七六町を与えられていたことが確認されるが、他は不明である。

信房は中原氏を称しており、孫の信景は壱岐中内左衛門尉と称しているが、これは壱岐守（景房）の子中原内舎人兼左衛門府の三等官という律令官職を意味する。天野藤内遠景が藤原氏で内舎人であるということを略称したのと同じである。内舎人も所衆と同じように天皇の側近く仕え、護衛するという職である。

中原氏を称したのは、信房の祖父宗綱が大外記中原広致の婿となつてからという（『藤上』）。当時、藤原親能や大江広元も中原氏を称し、のちに本姓の藤原姓や大江姓に戻っていることと関連がありそうである。地方豪族が中央官職を帯びることで、その地方で優位に立とうとして、中央貴族の婿となることによって、これが実現されたのであろう。

中央の中下級貴族にとつても、地方豪族と結ぶことによつて、経済的な安定が得られたのである。

### 宇佐大宮司と対立

承元三年（一二〇九）、宇佐宮の前大宮司公定（公通の子）が、上毛郡尻高浦（大平村）へ家来を遣わし、夜討ちをかけ

て藤原右馬允秀忠なるものを殺害したのを、大宮司の越権行為であると訴えたことだけである。このころ、不善の神官・社僧の中に、大宮司の命令に従わないで、武役を勤めることを望むものがあり、神事が退転するようになつてゐるといふことから、藤原秀忠も信房に接近して、大宮司と対立したことが推量される（津文書『到』）。

信房が、豊前を代表する在庁官人で、知行国主平家に従つて源家に敵対して没官された大藏姓板井種遠の帶びていた諸職を与えられたという主張が、百年ほど後に何件か確認される。すなわち、延慶二年（一二三〇九）、五代頼房が、田河郡柿原名地頭職は板井兵衛尉種遠の跡として信房が持領し、中内信景へ伝領されたと述べており、また正和元年（一二三二）、当国税所職は種遠跡で、信房が伝領したと述べている。しかし、税所職については、正応四年（一二九一）の『香春宮文書』に「当国前税所藤五大江重平」が見え、このころ、壱岐太郎左衛門尉道房が、税所職・田所職であると記しているから、必ずしも、信房以来の伝領であるとは限らない。また、板井種遠の本拠地木井馬場の神楽城に、宇都宮信房が入つたという伝承についても、疑いがもたれるのは、『歴代鎮西要略』の寿永二年（一一八三）八月に、

（續方雄業）惟能北に逐ひ、山鹿に至る。平家は山鹿を避け、豊前国に入る。これ中納言知盛卿の領國也、柳浦において、内裡を造らんとすといえども、しかして、その地片狹なり、果さず。敵なお迫り来るなり。知盛卿の日代紀井刑部大輔通資、兵船百余艘を齎す。平家ついに九州の地を退き、四国讃州に赴くなり

信房が豊前国内で活動したことが知れるのは、  
と、自代紀井通資の名がみえ、「蒙古寇紀」は、彼が豊前に住み、そ  
の曾孫が蒙古合戦に参加したと述べている。

また、『日向記』（『福岡県資料』八輯）には、工藤祐經が、企救郡内板井五五町、筑前国秋月庄七五町、筑後国広河庄一〇〇町の地を頼朝から賜ったという。これらの史料が信用できるなら、板井種遠の本貫は企救郡板井で、豊前各地に進出していったと考えられる。

### 泉涌寺創建

建保五年（一二一七）八月、中原信房は高僧俊芻<sup>（しゅうじょう）</sup>を豊前国に招き、出家受戒して法名を道賢と称した。俊芻は弟子六、七人を連れて下向し、信房に戒を授け、夫婦は共に逆修の善根を営み、一七日間滞在して帰洛した。

翌年、信房は上洛して、空海が創建した法輪寺を當時仙遊寺と称していたが廃れていたのを修築して泉涌寺と改称し、俊芻をおらせた。

俊芻は鎌倉初期の名僧で、肥後国味木庄に生まれ、太宰府觀世音寺で受戒したのち、建久十年（一一九九）入宋し、如庵了宏に戒律を学び、一三年間、南北両京に遊学・研さんとのち帰朝した。彼は顕密戒律の諸道に精通し、朝野の崇信を受けることも厚く、順徳天皇及び後鳥羽上皇の両帝が俊芻について菩薩戒を受け、執権北条泰時や北条政子も俊芻を鎌倉に招いて戒法を受けた。

その後、泉涌寺は台・密・禪・淨四宗兼学の道場となり、四条天皇以降、歴代天皇陵が営まれ、皇室の崇敬が特に厚い寺院となつた。

このような泉涌寺を修築・寄進した宇都宮信房の信仰心の強さ、その財力は注目に値する。

信房は文暦元年（一二三四）八月二日九十九歳（八十八歳とも）の長寿を全うした。上毛郡如法寺（現豊前市）に葬ったという。信房の最後の史料と思われるのは、嘉禄三年（一二三七）五月十三日、大和入道に対し関東御教書で宗像社へ牟留木・宮田・一郎丸名等の打ち渡しを命じたものである（『文書』）。

宇都宮信房は、建久六年五月、豊前國守護職に補任されたと『紀井宇都宮系図』に記されている。これ以来、永年これが信じられてきたが、歴史の研究が進むにつれて、この説は否定されている。しかし、今日までこれが信じて疑われなかつたほど、早くから豊前国内に所領を有し、「紀井一類」といわれる人々が豊前国内に栄えた。早い時期からその活動が知られるのは、山田・成恒・西郷・野仲氏などで、やや遅れて、友枝・仲間・如法寺・佐田・広津・深水の諸氏が活躍を始める。以下において、宇都宮一族と称する諸家を史料上に探し、その動向を整理してみよう。

### 野仲氏

『紀井宇都宮系図』には見えないが、『戸原野中氏系図』では、城井信房の次弟伊予守重房が、建久六年（一一九五）、伊良原を遡り、野崎を下った谷、下毛郡津民庄に移り住み、その子孫が内尾・友枝・三尾母・野依・大丸等の諸家に分かれたと伝承する。下毛郡野仲郷は宇佐宮の封郷の一つで、宮検断が行われたから地頭を置かず、武士をも排除していた。そのため、野仲郷司職を宇都宮氏が嗣ぐには、婿養子となるか、郷司職を買得するかのどちらかによることになる。鎌倉時代の史料上に登場する野仲氏を拾い出してみると、元久・承元・天福（一二〇四一二三四）のころ、幕府命令を安心院氏に執達した郷司助道、仁治ごろ（一二四〇一二四三）、豊後国国崎郡田染庄恒任名を宇佐吉基に売却した郷司道俊、「蒙古襲来絵詞」を残した竹崎季長の親類という郷司長季、そのころ、宇佐郡中津尾寺の田地を苅田狼藉したと訴えられた一郎入道正行、同じころ、郷境の自見に乱妨を働いた郷司道行の舍弟如静法師の名が見える。十四世紀に入ると野依氏が分家する。

**麻生氏** 『麻生氏系図』によると、麻生氏の祖とされる、宇都宮朝長（朝綱ともいわれる）は成勝寺執行であつた一

品房昌寛の婿となり、その子広綱・家政を儲けた。一品房昌寛は頼朝の祈禱師であつたから、平家追討によつて、山鹿兵藤次秀遠の跡である筑前国山鹿庄を給わり、朝長の次男家政を養子として昌寛から山鹿庄所々を譲られたといふ。

その系図は朝長—広綱—家政—時家—資時—資氏—政氏—家宗—家長—義助—家見—家春—弘家—（弘国）—興春—興益—（家重）—隆実—家氏と続いている。朝綱は宗房の弟にあたるから、紀井氏と同じようく宇都宮庶家の系統のようである。伝存史料によると、建長元年（一二四九）、小二郎兵衛尉資時が、北条時頼から、筑前国山鹿庄内麻生庄・野面庄・上津役郷三か所の地頭代官職を安堵されている。地頭は北条得宗家で、麻生氏はその地頭代官であつたことがわかる。南北朝時代には、山鹿・北麻生・小倉・上津役の庶家が分立して、惣領と対立し、別個の行動をとつて、花尾城・帆柱城・山鹿城などの堅固な要害に拠つて、筑前国東北部最大の領主に成長する。

**蒲池氏** 筑後国の豪族蒲池氏は、承久の乱（一二二一）ごろ、松浦党の源三円を祖とし、八代目の久直の時、筑後国蒲池庄の地頭となり、十二代出羽守久氏の時、宇都宮久憲が跡を嗣いだといふ。南北朝末期ごろのことであろうか。天正九年（一五八一）、龍造寺隆信によつて滅ぼされるまで、柳河城に拠つて栄えた。

『蒲池氏系図』（古永正春『筑後國史』）

宇都宮久則—義久—繁久—親久—治久—鑑久—鑑盛—鎮連  
親広—鑑広—鎮運

**伊予宇都宮氏** 伊予国大洲城に拠つて一大勢を築いていた宇都宮氏は、城井頼房の次子豊房を祖とし、永仁元年（一二九三）下野国に生まれ、元徳二年（一三三〇）、伊予国守護職に任せられたと伝える。しかし、『日本史総覧』によると、次の三人が鎌倉時代に

伊予国守護であつた。  
頼綱 入道蓮生—承久（一二二九—一二二二）、嘉禎（一二三五—一二三八）  
頼業 四郎左衛門尉・越中守 仁治元年（一二四〇）—  
貞宗 三河權守—元弘元年（一二三二）—元弘三年（一二三三）  
すなわち、宇都宮惣領家第五代の兄弟が伊予国守護職に補任されている。

その子孫の遠江守豊綱は南北朝時代に活躍したことが『太平記』に見える。天正七年（一五七九）、長曾我部元親軍に攻められて備後に逃れ、滅亡するまで、河野氏と共に伊予国で勢力を競つた。

**山田氏**

『紀井氏系図』には、信房の弟政房が山田庄八〇町の

地頭となり、その子孫が成恒・中間・高野氏を称したという。この系図をもとに『末久文書』等に見える山田氏を参考にして系図を作ると、次のようなになる。

（山田）（昌）  
政房（政義）  
（房俊）  
（中間）  
（範房）  
（千世房丸）

山田氏が史料に登場するのは政義が最初である。仁治元年（一二四〇）十月二十一日の『山田村宗像八幡棟札』に「願主藤原政吉並沙弥觀蓮、同長子左衛門少尉政範等也」（〔福岡県〕資料9）とある。觀蓮は山田左衛門入道と

称し、舍兄成恒太郎入道西迎が田部太子等から買得した公領吉富名内の勤二郎丸・秋成・是末・多布成末名以下を譲られたと称して郡司俊忠と争っている（『文書』）。政範と子息政業は、吉富名内の秋成・底無二郎丸について、西郷太郎左衛門尉信定と、建治三年（一二七七）ごろ訴訟を繰り返している。山田左衛門入道道密の跡を嗣いだ成恒太郎右衛門入道円は、正安元年（一二九九）、大和太郎左衛門入道（信定）<sup>（信定カ）</sup>と共に、下毛郡へ徳政に関する使節を命ぜられており、また異国警固石築地役を惣領山田庄分と一緒に勤めている。山田中内左衛門尉政盛は、嘉元三年（一三〇五）ごろより、筑前国怡土庄（前原市）や下毛郡野中郷へ使節を命ぜられ、元亨三年（一三二三）、蒙古合戦恩賞地である肥前国神崎庄の一ヶ所地頭として、櫛田宮造営用途を抑留したと訴えられているなど広汎な活動がみられた。正和二年（一三二三）八月、山田八郎範房の子息千世房丸が知行する下毛郡久松名は、永仁の神領興行綱旨並びに正和の興行沙汰によって宇佐宮へ返還命令を受けた。また山田彦三郎政康は、元亨二年以前に下毛郡得善保四郎丸名（現中津市永添）に進出していた（『史料』）。

## 西郷氏

『紀井氏系図』では信房の弟業政を祖として、政家一家一道有と続いているが、西郷氏について触れていない。近辺で西郷を称する武士について調べてみると、肥後の菊池隆泰の弟に西郷隆政（『八幡愚』）、『菊池系図』に菊池則隆男四郎大政隆が西郷太郎というとある。肥前にも正和四年（一二九四）から歴応四年（一二三四）にかけて西郷藤三郎幸朝や西郷三郎兵衛入道の名が見える。

周防国でも、正元元年（一二五九）ごろ、大内氏の代官に西郷次郎が

いた（『松岡久人義弘』）。これらを除いて、西郷氏関係の史料を整理すると第1表のごとくになる。

第1表 西郷氏関係史料

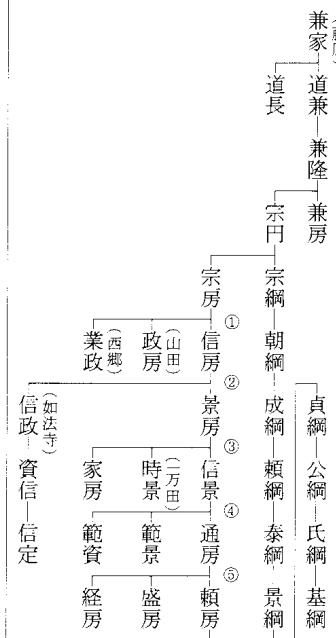
通	称	年月日	記	事	出典
西郷太郎左衛門尉	信定	（一二七七） 建治 三・四・三十			
西郷左衛門少尉	（信定カ）	（一一八〇） 弘安 三・四・廿三			
大和太郎左衛門入道	（信定カ） （弘カ） 観 <sup>（）</sup>	（一二九九） 正安 元・八・二			
大和史太郎右衛門尉	信定	不詳			

鎌倉時代は、西郷信定に関するもののみである。『紀井系図』では、信定は如法寺氏となつてゐる。如法寺氏は信房の子信政を祖とし、信定は、信房—信政—資信—信定（信定観<sup>（）</sup>）とある。如法寺は信房が求菩提山の東麓（豊前市山内）に建立したと伝え、地頭如法寺氏は求菩提山領を侵して、争論が絶えなかつた（『文書』）。

先述の公田吉富名について、貞永元年（一二三二）閏九月九日付の『末久文書』に、地頭大和太郎兵衛尉時景が、名主・下作人等が命令に従わないと六波羅探題に訴えている。時景は大友能直の子で一万田氏の

たという。時景が大和氏を称することと、西郷信定が大和氏を称することと、関連がありそうである。なお、正和二年（一一三三）ごろ、上毛郡三毛門大路田六反を知行して、宇佐宮へ返付させられた大和八郎信茂（宇佐宮宣成文書）、嘉曆元年（一二二六）ごろ、上毛郡成恒名地頭職安堵について、大和右近将監の名が見える（文書）。

宇都宮紀井氏略系図



豊前守護 武藤 資頼 天野藤内遠景が、建久二年（一一九一）ごろ、大宰権少式（原田種直）が、平氏より与えられた例がある大宰少式の官職を手に入れて、鎌倉幕府の守護所の権威を強めた。しかし、天野遠景が、九国地頭として、国衙領・莊園の年貢の京上、兵糧米徵收の権限を有していたのと違つて、資頼は三前二島（筑前・豊前・肥前・壱岐・対馬）の守護に削減され、三後（筑後・豊後・肥後）は中原親能（のち養子の大友能直）、南三国（日向・薩摩・大隅）は島津氏と三分されて支配に当たることになった。なお、

と、新たに大宰府に下向したのが、武藏国の武士武藤資頼である。武藤氏は室町時代に衰退し滅亡したため、豊前国における活動は明らかでないところが多い。

武藤資頼については、『吾妻鏡』（文治五年正月十九日）に、若君（源頼家）が大臣大饗の儀式の際、有職故実にわからないところがあつたとき、三浦介義澄に身柄を預けられていた囚人武藤小次郎資頼がその故実を知つていているところで、頼朝はその罪を赦し、その故実を聞いたとする。彼は平家の家来である武藤監物太郎頼方の弟であるとしている。

『筑紫系図』に、平知盛に仕えていたが、一の谷の合戦の時、梶原平三景時の婿であることをたのみとして謝罪したとある。『吾妻鏡』では源氏方に降参して三浦義澄に身柄を預けられていたのだという。その後は頼朝の側近として重用されるようになつたらしく、建久二年には公事奉行人平民部丞盛時と共に、伊勢・志摩両国の平家没官地で、地頭を補任していない所々を巡検していることが知られる。

『武藤系図』には、平家に味方して没官された大宰権少式（原田種直跡）の原田庄を奥州討伐の勲功賞として与えられたとある。

建久六年ごろ、大宰府に下向した資頼は、天野遠景が大宰府の律令機構に入り込み、その権限をも利用したこと、宇佐大宮司公通や原田種直が平氏より与えられた例がある大宰少式の官職を手に入れて、鎌倉幕府の守護所の権威を強めた。しかし、天野遠景が、九国地頭として、国衙領・莊園の年貢の京上、兵糧米徵收の権限を有していたのと違つて、資頼は三前二島（筑前・豊前・肥前・壱岐・対馬）の守護に削減され、三後（筑後・豊後・肥後）は中原親能（のち養子の大友能直）、南三国（日向・薩摩・大隅）は島津氏と三分されて支配に当たることになった。なお、